

# 令和5年度大阪・関西万博催事計画等策定業務公募型プロポーザル実施要領

## 第1 趣旨

本実施要領は、令和5年度大阪・関西万博催事計画等策定業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 業務の目的

本業務は、日本で最初の都がつくられ、日本のはじまりの地とされる本県の魅力を万博会場において余すことなく伝えるための催事計画の策定と県内における機運醸成を目的とした催事企画等を含めた広報活動計画の策定を委託するものである。

## 第3 業務概要

### 1 業務名

令和5年度大阪・関西万博催事計画等策定業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務の内容

(1) 万博会場内における催事スペースでの展示構成や運営、イベント企画、スケジュール、事業費等を定める催事計画の策定

(2) 県内における機運醸成を目的とした広報活動の企画、スケジュール、事業費等を定める広報活動計画の策定

### 3 委託業務実施期間

契約締結の日から令和6年3月31日

### 4 委託限度額

4,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 第4 提案者の参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

4 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 6 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 7 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 8 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 9 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- 10 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- 11 上記 9 及び 10 に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 12 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、以下の①に該当する者であること。
  - ① 営業種目「Q 5 広告・イベント業務」に登録している者であること。
- 13 過去 5 年間（平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間）において、国又は地方公共団体から、本業務と同種業務を受託し、履行した実績を有すること。  
※同種業務：県内外でのイベント企画又は運営業務をいう。

※共同企業体（JV）による参加の場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 共同企業体の全ての構成企業が上記 1 から 11 の条件を満たしていること。
- (2) 共同企業体のうちいづれかの構成企業が上記 12 及び 13 のいずれの条件を満たしていること。

## 第 5 参加手続き等

- 1 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地（奈良県庁本庁舎 5 階）

奈良県総務部知事公室 万博推進室

T E L : 0742-27-8083（直通）

F A X : 0742-22-8012

E-mail : banpaku@office.pref.nara.lg.jp

## 2 実施要領及び仕様書の配布

令和5年8月14日（月）から同月29日（火）午後5時までの間に1の担当課又はインターネットの奈良県万博推進室ホームページにて配布する。

ただし、担当課における配布は、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

## 3 説明会の開催

本プロポーザルの実施に係る説明会は行わない。

## 4 仕様書等に関する質問

質問がある場合は、下記により質問票を提出すること。

### （1）質問方法

質問書（様式5）により、1の担当課あてにメールにて提出すること。送付後、必ず電話にて確認の連絡をすること。

なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

### （2）受付期間

令和5年8月22日（火）の午後5時まで

### （3）回答方法

質問に対する回答は、質問の要旨と併せて奈良県万博推進室のホームページに掲載する。（令和5年8月24日（木）掲載予定）

なお、質問者名の公表及び質問者への個別回答は行わない。

※当該質問及びその回答は、その後における提案内容の審査事項に反映されるものとなることから、来訪又は電話による質問に対する回答は行わない。

## 5 参加申込

企画提案参加を希望する者は、以下の提出物を1の担当課に提出すること。

### （1）提出物

①参加申込書【様式1】

②誓約書【様式2】

③参加申込者概要書【様式3】（会社概要などがあれば添付すること。）

④業務実績【様式8】

過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間）までに受託し、履行した同種業務の実績を記載すること。（平成30年4月1日以降に受託し、履行した契約書の写し等を添付すること。）

※同種業務：県内外でのイベント企画又は運営業務をいう。

### （2）提出期限

令和5年8月29日（火）午後5時まで

ただし、受付は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、県の休日を除く。

### （3）提出方法

持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また、封筒に「参加申込書在中」と朱書きすること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

※参加申込書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、速やかに1の担当課に連絡するとともに、令和5年9月4日（月）午後5時までに、参加辞退届【様式4】を持参、郵送又はFAXにて提出すること。

## 6 企画提案書の提出

以下の提出物を1の担当課に提出すること。

### (1) 提出物

次の各号に掲げる事項を記載した書類を6部（正本1部、副本5部）提出すること。（提出用紙サイズは、A4版縦とする。）

※正本1部には事業者（会社）名を記載し、副本5部には事業者（会社）名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

①企画提案書（表紙）【正：様式6】、【副：様式6－1】

②企画提案書（本体）

次に示す項目について、具体的に記載すること。（仕様書及び別記「審査基準」の項目をふまえて記載すること。）

（ア）委託業務実施体制【様式7】

（イ）実施スケジュール【様式任意】

（ウ）万博会場内における催事スペースでの展示構成や運営、イベント企画、スケジュール、事業費等を定める催事計画の策定内容【様式任意】

なお催事計画については、以下を想定して策定すること。

・自治体参加催事

開催回数：2回

開催期間：それぞれ1週間ずつ

会場：屋外イベント広場及び日本伝統文化エリア（展示場）にて1回ずつ

・関西パビリオンにおける催事

開催回数：2回

開催期間：それぞれ1週間ずつ

会場：関西パビリオン多目的エリア

（エ）県内における機運醸成を目的とした広報活動の企画、スケジュール、事業費等を定める広報活動計画の策定内容【様式任意】

なお、広報活動計画は以下を想定して策定すること。

・広報活動期間：令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

・県が主催する既存イベントと連動した催事の企画を1回以上含めること

（オ）見積書【様式任意】

別紙【見積書記載例】を参考に、業務実施に要する経費の内訳を記載した見積書を作成すること。

### (2) 企画提案に係る留意事項

①提出できる企画提案書は、1提案者につき1案とする。

②提出された企画提案書は返却しない。また、企画提案書の取り扱いは以下のとおりと

する。

- 企画提案書は委託業者を特定するために必要な範囲で複製する。また、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づき、開示する場合がある。

(3) 提出期限

令和5年9月4日（月）午後5時まで

ただし、受付は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、県の休日を除く。

(4) 提出方法

持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また、封筒に「企画提案書在中」と朱書きすること。企画提案書について、提出後の追加及び修正は認めない。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

## 第6 選定方法等

1 評価基準

別記「審査基準」に基づき評価する。

2 プレゼンテーション及び質疑応答の実施

県が設置する「令和5年度大阪・関西万博催事計画等策定業務事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、業務遂行能力、企画提案書の事業実施内容及び事業費内容について、令和5年9月中旬にプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。日時、場所については、別途通知する。

3 評価方法

提出された企画提案書等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答（審査委員会）を行い評価基準に基づき評価する。

4 候補者の特定方法

(1) 審査委員会において、業務遂行能力、企画提案書の事業実施内容及び事業費内容について総合的に評価し、最も高い評価を受けた者を委託候補者として特定する。ただし、各委員の合計得点の平均が6割以上でなければならないこととする。

(2) 最高点の者が複数いる場合、見積額の安価な提案者を委託候補者として特定する。

(3) 提案者が1者のみの場合は、全委員の得点が6割以上で、かつ審査委員会により承認されたものについて、当該提案者を委託候補者として特定し、6割未満の場合は再度公募を実施する。

5 結果の通知

企画提案書を提出した者には、書面（郵送）で特定又は非特定の通知を行う。（令和5年9月13日（水）を予定）

6 選定結果の公表

選定結果について、企画提案者ごとの得点をインターネットの奈良県万博推進室ホームページに公表するものとする。ただし、企画提案者名については、最優秀提案者以外公表しない。

## 第7 契約

- 1 本業務の委託については、第6の5の特定の通知を受けた者と、業務委託契約の仕様等について協議・調整を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、県との協議により修正・変更を行う場合がある。
- 2 企画提案にあたって、次のいずれかに該当する場合があったときは契約の相手方とせず、また契約後にあっては契約を解除する。
  - (1) 企画提案書等に虚偽の記載、申告があった場合
  - (2) 企画提案書に実現可能性がない内容が含まれていた場合
  - (3) 業務遂行の意思が認められない場合
  - (4) 業務遂行の能力がないと認められる場合
- 3 協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が上記理由等により取消となった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。

## 第8 その他

- 1 実施要領の承諾  
企画提案に応募する者は、参加申込書の提出をもって、本要領のすべての記載内容を承諾したものとみなす。
- 2 提案者の失格  
提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。
  - (1) 第4の提案者の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
  - (2) 複数の提案書を提出したとき。
  - (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合していないとき。
  - (4) 提出書類に虚偽があったとき。
  - (5) 提案書受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
  - (6) そのほか不正な行為があったとき。
- 3 参加資格の喪失  
参加申込書の提出後、契約締結までの期間に入札参加停止等となった場合には、以後の本件手続きに関する参加資格を喪失する。
- 4 書類作成の経費  
企画提案書を含め提出書類の作成等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- 5 契約条件等  
契約者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を契約締結時に納付すること。ただし、契約者が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、契約保証金を免除する。
- 6 委託費の支払  
本業務の委託費は、事業完了後に県が検査を行い、適正と認められた場合に支払うこととし、前金払及び部分払は行わない。

(別紙)

【見積書記載例】

令和 年 月 日

奈良県知事様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

金 ●, ●●●, ●●● 円（消費税及び地方消費税を含む）

委託業務名 令和5年度大阪・関西万博催事計画等策定業務

上記の通り見積します。

【内訳】

項目	数量	単位 (人日、回等)	単価	金額(円)	備考
1. 万博会場内における催事スペースでの展示構成や運営、イベント企画、スケジュール、事業費等を定める催事計画の策定					
○○				○○	
2. 県内における機運醸成を目的とした広報活動の企画、スケジュール、事業費等を定める広報活動計画の策定					
○○				○○	
小計				○○	
消費税(10%)				○○	
合計				○○	

※ 見積書の内訳は、必要に応じて適宜変更すること